

平成 19 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 fonfun
代表者名 代表取締役社長 三浦浩之
(コード番号 2323)
問合せ先 執行役員経営管理部長 小松昌弘
(TEL 03 5350 7800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 11 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 変更案第 2 条については、グループ会社の増加に伴う事業活動の多様化と今後の業容の拡大に備えて、事業目的を追加するものであります。
- (2) 変更案第 23 条については社外取締役が、変更案第 30 条については社外監査役が、それぞれその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。第 30 条の新設については、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (3) 上記の変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

以 上

【 別紙 】

定款一部変更の内容

(下線部は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (第1号から第46号まで記載省略)</p> <p>47. 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第23条から第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第29条から第32条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (第1号から第46号まで現行どおり)</p> <p>47. <u>有料職業紹介事業</u></p> <p>48. 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第23条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第24条から第29条 (現行どおり)</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第30条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第31条から第34条 (現行どおり)</p>

(注) 上記の内容につきましては、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 11 回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。